

文化遺産の分野における世界遺産条約締結20年記念事業について(案)

1. 趣旨・目的

平成24年は、ユネスコ総会において世界遺産条約が採択されてから40年目に当たり、同時に我が国が世界遺産条約を締結した平成4年6月30日から20年目にも当たる。

この20年間、特に文化遺産の分野において、我が国はその文化を代表する資産を世界遺産一覧表に記載・推薦する作業を積極的に進めてきたほか、複数回にわたって招致した国際会議を通じて、国際的に課題となってきた様々な事柄に関する合意形成においても先導的な役割を果たしてきた。

こうした中、世界遺産をめぐる諸状況は大きく変化し、我が国文化財保護制度も大きく進展した。その過程で文化庁が果たしてきた役割等について整理するとともに、現時点における課題を抽出し、将来における世界遺産条約の役割について展望することは極めて大きな意義がある。

以上のことから、条約締結20年を総括するために、調査研究を進めるとともに、それらを取りまとめた「記念誌」の刊行を行うことが必要である。

2. 事業内容

(1)「記念誌」の刊行

ア. この20年間における世界文化遺産制度の進展、我が国の文化財保護体制との関係、現時点における課題、将来的な役割等を「記念誌」としてまとめ、文化庁として公刊する。

特に、平成19～21年度に地方公共団体から提案のあった暫定一覧表記載候補の各文化資産についても「記念誌」において紹介し、その意義、文化財保護・地域活性化における役割等について明示する。構成(案)については、別紙を参照のこと。

イ. 「記念誌」は、「我が国の文化財保護と世界遺産(世界遺産条約締結20周年記念誌)」(仮題)とし、日本語版及び英語版を作成する。

(2) 調査研究の実施

ア. 「記念誌」の内容に反映させるため、我が国の世界遺産一覧表登録文化資産を対象として、それぞれの現状と課題を把握するための調査研究を実施する。

イ. 個別の資産に関する調査研究を進めるに当たっては、現在、ユネスコで進められている「顕著な普遍的価値の遡及的言明」の成果に基づき、特に保存状況及び経過観察(開発事業との調整、観光圧力の軽減など)、地域の活性化・まちづくりへの貢献度などさまざまな点から、現状・課題について詳細かつ体系的に状況を把握する。

ウ. 同時に世界遺産条約に関係する海外の刊行物等を網羅的に調査し、主要なものについては和訳を作成する。併せて、条約本文、作業指針等について、世界遺産委員会の審議状況などを踏まえながら、必要箇所について翻訳を再調整する。

エ. 調査研究は、報告書の作成を含め、外部機関に委託して実施する。

オ. 調査研究の成果については、「記念誌」に反映させる。

(3) 検討会の設置・開催

ア. 「記念誌」の作成に当たる作業部会を設置する。

イ. 委員は世界文化遺産特別委員会及び傘下のワーキンググループ委員他の学識経験者等に依頼し、年間3回程度開催することとする。

ウ. 事務局は文化庁記念物課世界文化遺産室とする。

エ. 事務局が原案を作成し、必要に応じて委員及びその他の関係者にも執筆を依頼する。

「我が国の文化財保護と世界遺産(世界遺産条約締結20周年記念誌)」(仮題)の構成について(案)

序章

- 序文(「記念誌」公刊の背景・意義・目的等)
- 凡例

第1章 世界遺産条約の歴史

1. 条約採択の経緯とその後の進展
2. 均衡ある世界遺産一覧表の構築
 - (1) 文化遺産と自然遺産との連続性に注目した保護の取組
 - (2) 有形遺産と無形遺産との関連性に注目した保護の取組
 - (3) 地域バランスに着目した遺産の記載
 - (4) グローバル・ストラテジーの意義
 - (5) 審査件数の制限と
3. 遺産保護の取組
 - (1) 各種の危機回避に対する取組
 - (2) 地域コミュニティと文化遺産

第2章 我が国の文化財保護の進展と世界遺産

1. 世界遺産条約の締結
2. 世界遺産一覧表への記載の取組
 - (1) 暫定一覧表の作成(第1回～第5回の資産追加の経緯等)
 - (2) 各文化資産の記載に至る経過
3. 保護の対象とすべき文化財の種別・手法の広がり与世界遺産
 - (1) 新たな分野への文化財保護の拡大
 - (2) 周辺環境の一体的保護の施策の進展
 - (3) 文化財保護法以外の法律に基づく世界遺産保護の考え方
 - (4) まちづくりに文化遺産を生かす制度の充実

第3章 我が国が世界遺産条約に果たした役割

1. 遺産の価値評価に関する国際的な合意形成に向けた取組
 - (1) 文化遺産の真実性に関する国際会議(真実性に関する奈良ドキュメント)(於、奈良)
 - (2) 第21回世界遺産委員会(於、京都)
 - (3) アジア地域の信仰の山の文化的景観に関する国際専門家会議(於、和歌山)
 - (4) その他(無形文化遺産との関連)(大和宣言)(於、奈良)
2. 条約履行に関わる組織間の連携
 - (1) ユネスコアジア文化センター
 - (2) 行政・研究機関・大学・イコモスの間における連携の取組

第4章 我が国における世界遺産の現状と課題

1. 世界遺産一覧表に記載された文化遺産
2. 世界遺産と我が国の文化財概念との調整

○コラム 章立てには組み込みにくい個別テーマを決め、関係者に執筆を依頼。
世界遺産記載物件の審議時の回想など。

○資料集 条約・作業指針・専門家会議結論等の本文、各文化遺産記載に係る決議文等。
各種刊行物の和訳(一部は抄訳)版。